

令和6年度

天白特別支援学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行なわれなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通す責務を有し、いじめを助長するようなことはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置することが決してあってはならない。

2 校内体制

- 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、いじめの早期発見・早期対応を行う。
- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- 「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急な場合など、必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・事務長・教務主任・コーディネーター・校務主任・進路指導主事・生徒指導主事・保健主事・当該児童生徒の担任・スクールカウンセラー
- 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が多様な背景を持つ児童生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 児童生徒とふれあう時間（休み時間・昼食・清掃などの時間）をできる限り多く取る。
- いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈しないようにする。
- 児童生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめを見逃したり、気付きながら見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくともいじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- 課外活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
 - ・ 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく過程で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。
- (1) 授業づくり
- ・ 児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童生徒主体の授業づくりに取り組む。
 - ・ 児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- (2) キャリア教育の充実
- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。
- (3) 道徳教育・人権教育
- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- (4) 集団づくり
- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き・学ぶ機会を設定する。
 - ・ 一人一人の児童生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童生徒の自己有用感の育成を図る。
 - ・ 単に児童生徒が何かを体験すればよい、児童生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
 - ・ 児童会（生徒会）の取組において、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「全校集会参加」…部の域を超えた交流活動

《各学部・学年での中心となる取組・活動》

【小学部】植田北小学校との交流

【中学部】植田中学校特別支援学級・地域企業との交流

【高等部】作業学習・委員会等における学部内の異学年との交流

5 早期発見の取組

学級や課外活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、連絡帳や電話連絡による保護者とのやり取り及び情報の共有を継続して行い、日常の児童生徒の感情の揺らぎや気持ちの変化等を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童生徒との触れ合いを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 緊急的な面談

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に面談を行う。

(3) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 児童生徒及び保護者が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。
- ・ 本校に新たに入学(転入)した保護者が希望する場合は、10月に精神科医との面談を実施する。

(4) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。

(5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 連絡帳袋に入れておくなど、常時見ることができるよう指導する。

6 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場での行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめに疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心にして、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

○「児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童生徒を別室で指導する」などを、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「就労への影響」について、いじめられた児童生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家、学校医の協力を得る。

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- (3) **いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言**
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) **いじめが起きた集団への働きかけ**
- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (5) **ネット上のいじめへの対応**
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
 - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

8 特別支援部会との連携

必要に応じて、特別支援部会との連携を図り、問題の解決に努める。

- ・ 校内で実施する事例検討の学習会等において、児童生徒への指導上の留意点・関わり方等について共通理解を図る。

9 精神科医との連携を生かした校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

- ・ 校内で実施する事例検討の学習会等において、児童生徒への指導上の留意点・関わり方、障害の医学的根拠などについて助言を受ける。
- ・ いじめ等対策委員会において、特に助言・配慮を要する事例については、「保護者の心配や不安からくる気持ちの変化」、「教師としての接し方、必要なことの伝え方」などについて助言を受ける。

10 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCA サイクルに基づき、作成した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価とあわせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、暴言など)

通報・相談を受けた

(本人、他の児童生徒、保護者などが)

その場で制止・指導

軽視・放置しない

真摯に傾聴

軽視・後回ししない

即日に集約担当に報告

一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、
関係事案を迅速・正確に報告

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係児童生徒に関する情報収集 (当該学級、部活動の話など)

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係児童生徒等への事情聴取

(加害児童生徒が認めない場合、証拠収集(現場目撃を含む)への協力依頼)

いじめの有無の確認

- ◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)
- ◆被害児童生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)・SPの活用
- ◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置(学主・生指・SC)
- ◆観衆・傍観者への指導(学主・生指)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を時系列で正確に記録
- ◆なごや子ども応援委員会と協働(なごや子ども応援委員会コーディネーター)

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 学部会①②③ いじめ等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて SCによる全員面談	あったかハート配布	学習会① ・生徒理解 ・いじめ予防 (生徒指導提要)
5	学部会④ いじめ等対策委員会②	なごやINGキャンペーンの年間を通じた取り組み		学習会② ・トラウマ・インフォームド・ケア
6	学部会⑤ いじめ等対策委員会③	環境ウィーク トライ&アクション	個人懇談会週間 ・保護者との情報共有 ・なごや子ども応援委員会との情報交換	学習会③ ・ (事例検討)
7	いじめ・問題行動等防止対策連絡会議 ・情報共有 ・情報提供依頼 学部会⑥ いじめ等対策委員会④	情報モラル教育		学習会④ ・アンケートの活用
8				
9	学部会⑦ いじめ等対策委員会⑤		個人懇談会週間 ・保護者との情報共有	学習会⑤ ・いじめ防止教育
10	学部会⑧ いじめ等対策委員会⑥	精神衛生相談	・なごや子ども応援委員会との情報共有 教育相談週間②	
11	学部会⑨ いじめ等対策委員会⑦ いじめ・問題行動等防止対策連絡会議	なごやINGキャンペーンの取り組み	個人懇談会週間 ・保護者との情報共有	学習会⑥ ・人権教育
12	学部会⑩ いじめ等対策委員会⑧	人権週間における取り組み		
1	学部会⑪ いじめ等対策委員会⑨	心の授業		学習会⑦ ・道徳教育
2	学部会⑪ いじめ等対策委員会⑩		個人懇談会週間 ・保護者との情報共有	
3	学部会⑫ いじめ等対策委員会⑪	情報モラル教育	小中における情報交換	学習会⑧ 情報引き継ぎ

↑ 事案発生時・いじめ等対策委員会の随時開催 ↓

↑ わかる授業・全員が参加活躍できる授業 ↓

児童生徒同士の関わりを観察する。

↑ 連絡帳による保護者との情報交換・連携 ↓

